旭川医科大学病院地域医療総合センター規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病院地域医療総合センター規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院地域医療総合センター規程(平成17年旭医大達第68号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 センターは、次に掲げる <u>部署</u> をもって構成する。	第3条 センターは、次に掲げる中央診療施設等をもって構成する。
(1) 救命救急センター	(1) 救命救急センター
(2) 集中治療部	(2) 集中治療部
(3) 総合診療部	(3) 総合診療部
(4) 遠隔医療センター	(4) 遠隔医療センター
(5) <u>患者総合サポートセンター</u>	(5) 地域医療連携室
(略)	(略)
<u>附 則</u>	
この規程は、令和6年5月21日から施行し、改正後の第3条の規定に	
ついては、令和6年4月1日から適用する。	
【改正理由】	
地域医療連携室の改組に伴い、所要の改正及び規定の整備を行うも	
のである。	